

栃木県 I C Tアドバイザー制度 実施要領

1 総則

(1) 名称

本制度は、栃木県 I C Tアドバイザー制度と称する。

(2) 目的

本制度は、栃木県における 3次元点群測量、C I M及び I C T活用工事（以下、「インフラ D X」という。）の推進を目的とし、栃木県が令和 8 年度に実施する「栃木県建設 D X推進事業費補助金（インフラ D Xはじめの一步補助金）」を活用しようとする建設事業者等が、インフラ D Xを進める上で生じる疑問や課題などに対し、経験者が助言等を円滑に行えるよう定めるものである。

本制度を運用することで、建設事業者等が安心して「はじめの一步」を踏み出すきっかけを創出する。

(3) 定義

本制度における栃木県 I C Tアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、(2)に示す目的に賛同する行政機関、法人または団体に所属する者のうち、栃木県（県土整備部技術管理課長）が認定した者とする。

(4) 事務局

本制度の事務局は栃木県県土整備部技術管理課とし、次の事項について行う。

- ・アドバイザーの募集及び公表等の作業
- ・アドバイザーの実施状況の把握
- ・その他、(2)の目的を達成するために必要な事項

(5) アドバイザーの活動内容

アドバイザーは、インフラ D Xの推進に関する支援を必要とする者（以下、「依頼者」という。）の依頼により、以下の分野について技術支援を行う。

① 「3次元測量関係」

U A Vやレーザースキャナー等を含む測量機器を活用した 3次元測量や点検に関する助言、技術的指導

② 「C I M関係」

3次元モデルの作成や活用に関する助言、技術的指導

③ 「3次元設計データ作成関係」

3次元設計データ作成に関する助言、技術的指導

④ 「I C T建設機械による施工関係」

I C T建設機械を用いた施工に関する助言、技術的指導

⑤ 「3次元施工管理関係」

U A Vやレーザースキャナー等を含む測量機器を活用した出来形・品質等の管理

に関する助言、技術的指導

⑥ インフラDXに係る研修・講習会

栃木県が実施する研修・講習会等に対する協力

2 制度の運用

(1) 募集

アドバイザーの募集は、公募により行うものとする。

(2) 資格

以下の要件を満たす、インフラDXに関する専門知識と技術支援に関する知見を持つ法人又は団体に所属する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

ウ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

エ 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度において以下に示すいずれかの実績を有すること。

- ・工事又は関連業務における分野①～⑥の実績（元請又は下請）
- ・インフラDX推進に関する取組に対しアドバイスや普及・支援活動などの実績

オ 栃木県が実施する「インフラDXはじめの一步補助金」において、本補助金の申込者に対し、申請者または申請者が所属する法人等の商品またはサービスを提供する者（以下、「サービス提供者」という。）でないこと。

(3) 提出書類

アドバイザーとして認定を受けようとする者は、登録申請書（別記様式1）を事務局宛てメールで提出するものとする。

(4) 審査

事務局は、申請者から提出された申請書類に基づき、インフラDXの推進に関する取組に対する助言、技術的指導に関する知見の有無を確認する。

(5) 認定

栃木県技術管理課長は、審査の結果、インフラDXの推進に関する取組に対する助言、技術的指導に関する知見があると認められた者をアドバイザーとして認定し、認定書を交付する。

(6) 登録・公表

事務局は、認定したアドバイザーを、栃木県ICTアドバイザー名簿（別紙1）に登録するものとする。また、栃木県は本名簿をHPに公表するものとする。

(7) 任期

アドバイザーの任期は、前項に規定する登録の日から令和9（2027）年3月31日までとする。

(8) 技術支援の実施

ア 栃木県が開催するインフラDX相談室による技術支援

- ・依頼者は、インフラDXの手法や栃木県が行う「インフラDXはじめの一步補助金」について相談したい場合には、相談窓口である栃木県技術管理課に依頼するものとする。
- ・栃木県技術管理課は、相談内容に応じてアドバイザーを選定し、依頼者及びアドバイザーと日程調整の上、インフラDX相談室を開催するものとする。
- ・インフラDX相談室は、毎月第1・3週の水曜15時、Web会議を基本とするが、現地での相談が適切な場合等には、適宜対応するものとする。

イ 上記以外の技術支援

- ・依頼者は、栃木県が公表する栃木県ICTアドバイザー名簿に記載されている内容に基づきアドバイザーを選定し依頼を行うものとする。
- ・アドバイザーは、依頼の内容を確認し技術支援の可否を判断するものとする。
- ・アドバイザーは、技術支援の終了時点において、活動報告書（別記様式2）を事務局に報告するものとする。

【別紙2「依頼から実施までのフロー」を参照】

(9) 活動の休止

アドバイザーは、2（2）アに該当する場合には活動を休止するものとする。

栃木県技術管理課長は、必要と判断した場合、アドバイザーに活動の休止を求めることができるものとする。

(10) 認定の取り消し

栃木県技術管理課長は、アドバイザーが以下に該当する場合に認定の取り消しを行うことができるものとする。

- ・アドバイザーから認定取り消しの申し出があった場合
- ・本要領に示すインフラDX推進に関する助言や技術的指導が実施できないと認められた場合
- ・2（2）イまたはウに該当した場合

事務局は、取り消されたアドバイザーの情報について栃木県ICTアドバイザー名簿より削除するものとする。

3 その他

(1) 依頼者の責務

アドバイザーの支援内容に基づき実施した事項に対する責任は依頼者が負うものとする。

(2) 費用負担

ア 2 (8) アの規定に基づく活動に要する費用

- ・アドバイザーの活動に要する費用は、栃木県が非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 53 号）に基づき、「その他の非常勤職員」として支出するものとする。

イ 2 (8) イの規定に基づく活動に要する費用

- ・依頼者からの依頼に基づくアドバイザーの活動に要する費用は、アドバイザーと依頼者で協議し決定するものとし、その費用は依頼者が支出する。
- ・技術支援に対する費用は原則無償とするが、旅費交通費等の必要経費については、アドバイザーと依頼者で決定するものとする。

(3) 機密の保持

アドバイザーは、技術支援において知り得た情報は適切に管理する。

アドバイザーは、事務局への報告を除き、技術支援において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 技術支援における留意事項

アドバイザーが技術支援の実施にあたり必要と認めた場合には、アドバイザーが依頼者に対して、アドバイザーが所属する法人等以外のサービス提供者を紹介することを妨げない。

また、依頼者からの依頼やアドバイザーからの紹介等により、本制度によらずにサービス提供者が依頼者に技術支援等を行うことを推奨する。

(5) 雑則

栃木県 I C Tアドバイザー制度の運用にあたり本要領に定める事項のほか、本要領によらない場合には、栃木県技術管理課長が定めることができる。

附則 この規則は、令和 8 (2026) 年 5 月 1 日から施行する。